

鈴鹿市立小中学校における水泳指導及び プール施設の在り方に関する基本方針について【概要版】

鈴鹿市教育委員会
(教育指導課)

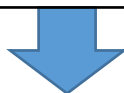
1 策定の経緯・目的

水泳授業の趣旨、目的とは
「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」
【文部科学省・水泳指導の手引（三訂版）より】

《本市の課題(自治体共通)》

- ① 屋外での水泳授業は、天候の制約や近年の気温上昇に伴う熱中症が問題になることも多く、計画的な実施が難しくなっていること。
- ② 令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として、水泳授業を実施しなかったことから、再開に向けては相当箇所の修繕が必要であること。
- ③ 市内の学校プールは設置から 30 年以上が経過しており、老朽化に伴う修繕費用も年々増加していること。

(課題解決に向けて)



『**児童生徒の安全面・衛生面の確保**』、『**施設の維持保全**』の視点から検討を行い、今後、本市におけるより安全で質の高い水泳指導を目指し、本方針を策定した。

2 プール施設の維持保全の方針

《**小学校**》

■「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」に基づく学校の規模及び児童生徒数の推計を踏まえ安全面・衛生面を確保するための維持保全を十分に行う。

【**過大規模校・大規模校・適正規模校(12 学級以上)**】

学級数が多く、バス移動による学校外(公共・民間)のプール施設の利用が困難なことから予防保全による整備を行う。

【**小規模校・過小規模校(11 学級以下)**】

学校外(公共・民間)のプール施設の利用を促進しつつ、今後の児童数の減少に伴う小学校の統廃合の動向に注視しながら、適宜、事後保全による改修・修繕を行う。

《中学校》

■今後の水泳指導方針に伴い、水泳の実技指導を行う機会が減少していくことが想定されるため、プール施設に大きな不具合が発生した場合、または学校施設の新築、増改築等を行う場合には、**プール施設を廃止**する。

■令和5年度に予定している大木中学校校舎増改築事業に伴う旧校舎解体工事及び白子中学校校舎長寿命化改修工事において、**プール施設の解体**を予定している。

3 水泳授業の実施方針

(1)水泳指導について

《小学校》

■水難事故に遭わないための基本的な水泳技能を身に付けることができるよう、プール施設を活用した実技指導を行う。

■確かな水泳技能の習得のため、専門知識を持つ**外部インストラクターの活用**を検討する。

《中学校》

■小学校期における基本的な技能の習得を前提に、**水泳の実技指導から、座学**を通じて水難事故防止に関する知識を広げ、深めることができるよう**指導を切り替えていく**。

■救命救急では、専門的な知識を扱った指導者により、知識・技能を身に付けることができるよう指導を行う。

(2)プール施設利用について

《小学校》

■天候等に左右されることなく、確実に水泳授業を実施することが可能な**学校外(公共・民間)のプール施設の利用**を推進していく。

■学校外(公共・民間)のプール施設の利用が困難な場合は、自校の施設を利用し水泳授業を実施する。

《中学校》

■各学校の実情及び施設の状況を踏まえ、**順次廃止**していく。

4 今後に向けて

■令和5年度は、天名小学校・合川小学校・鼓ヶ浦小学校において、公共・民間の施設を利用して水泳授業を実施していく。

■小学校における水泳授業については、教育効果向上の観点から引き続き安全で質の高い指導を保障するとともに、学校プールの施設の維持に係る財政負担等を考慮し、令和6年度以降も**学校外施設の利用が可能な対象校を拡充**していく。

■学校内施設の利用についても課題解消に努め水泳授業の充実を図っていく。